

貸付決定番号 —

貸 付 借 用 証 書

一般（生活・教育・自動車・結婚） 特別

金 円

一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程の定めを承知のうえ、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 利息は月利とし、利率は一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程第27条及び附則の定めるところによる。
- 2 貸付金及び利息は、 年 月 日から 年 月 日まで 金 円を元利均等割賦により毎月償還します。
- 3 退職等の理由により会員の資格を喪失したときは、貸付規程第30条第9項の規定に基づき、退職手当及び互助会の給付金等により、未償還元利金相当額を償還します。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、如何なる場合でもその要求に応じます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、現住所のいかにかわらず、一般財団法人愛媛県教職員互助会の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。

年 月 日

一般財団法人愛媛県教職員互助会理事長 様

所属所名
現住所
会員番号
(共済組合員番号)
フリガナ
氏 名

印

注 一般（生活・教育・自動車・結婚）、特別のいずれか該当するものを○で囲んでください。